

# 化学肥料施用量及び化学合成農薬成分回数の慣行基準の一部改正について

令和7（2025）年3月3日 経営技術課

## 1 趣旨

栃木県における「化学肥料施用量及び化学合成農薬成分回数の慣行基準」について、現場での実態調査をふまえ現状に合わせて見直し、「特別栽培農産物に係るガイドライン」及び「環境保全型農業直接支払交付金」における本県の「慣行レベル」とする。

## 2 見直し対象品目

現行慣行基準（令和5年3月8日一部改正）64作目

## 3 実態調査の実施

- ① 現状に合わない作型の削除及び追加（経営技術課）
- ② 各作目・作型ごとに、生産面積及び生産地域に応じて調査件数を設定（経営技術課）
- ③ 設定作目・作型別に化学肥料施肥量及び化学合成農薬成分回数に係る実態調査（各農振）

## 4 慣行基準の検討

実態調査を基に慣行基準の改正案の作成（経営技術課）

（改正案作成の考え方）

- ・肥料：「農作物施肥基準（栃木県、H29年）」を基に、実態調査の結果を参考として作成
- ・農薬：県版の防除基準がない品目が多いため、実態調査の結果を基に作成

## 5 改正内容

- ・基準値の変更：「キャベツ（秋冬どり）」、「たまねぎ」
- ・作目の新設：「こまつな」を追加

## 6 慣行基準を活用する制度

- ・特別栽培農産物に係る表示ガイドライン
- ・環境保全型農業直接支払交付金

## 7 改正した慣行基準の施行時期

令和7（2025）年4月1日とする。